

## 議案第39号

### あきる野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年3月19日

提出者 あきる野市長 澤井敏和

#### 提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）等の一部改正により、規定を整備する必要がある。

### あきる野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

あきる野市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成7年あきる野市条例第74号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

#### 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 災害弔慰金の支給（第3条—第8条）

第3章 災害障害見舞金の支給（第9条—第11条）

第4章 災害援護資金の貸付け（第12条—第15条）

第5章 補則（第16条）

#### 附則

第2条第2号中「あきる野市」の次に「（以下「市」という。）」を加える。

第4条第1項第3号中「していた者」の次に「に限る。」を加える。

第7条中「次の各号に」を「次に」に改める。

第13条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第2号エ中「滅失若しくは」を「滅失し、又は」に改め、同項第3号中「第1号のウ」を「第1号ウ」に、「前号のイ」を「前号イ」に改める。

第14条の見出しを「（保証人及び利率）」に改め、同条中「災害援護資金は」の次に「、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は」を加え、「3%」を「1パーセント」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第14条に次の1項を加える。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帶して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を含むものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3

項中「、保証人」を削り、「、令」を「及び令」に、「第12条」を「第11条」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例による改正後のあきる野市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。